

秩父大宮における「町」の展開と機能

— 秩父市中町を事例に —

船杉 力修

I はじめに

秩父大宮は、秩父神社の門前に展開した都市で、近世には、周辺の集落とともに大宮郷を形成していた。毎月1・6の日には、絹を中心とした六斎市が開かれ、大宮郷は秩父地方の中心地であった。また、11月3日～6日には絹大市が開かれ、それに合わせて妙見社(秩父神社)の例大祭(現在12月3日)があり、屋台4台・笠鉦2台が中心部を夜練り歩いた。絢爛豪華な屋台を曳くことから、この夜祭は京都の祇園祭、飛騨の高山祭とともに、日本三大曳山祭りの一つとして知られている。屋台や笠鉦は、大宮郷の中心である本町(下町)・中町・上町などの「町」を単位に出され、祭礼もこうした「町」を中心に運営されている¹⁾。

都市内部には、町内会、商店会、祭礼組織、社会組織など様々な組織が重層的に併存している。筆者もかつて茨城県石岡市での共同調査の際、都市内部の組織について検討したが²⁾、こうした組織が都市内部ではなぜ重層的に複雑に存在しているのか、また組織を生み出している「町」とはいったい何なのかといった、基本的な問題について明らかにすることができなかった。

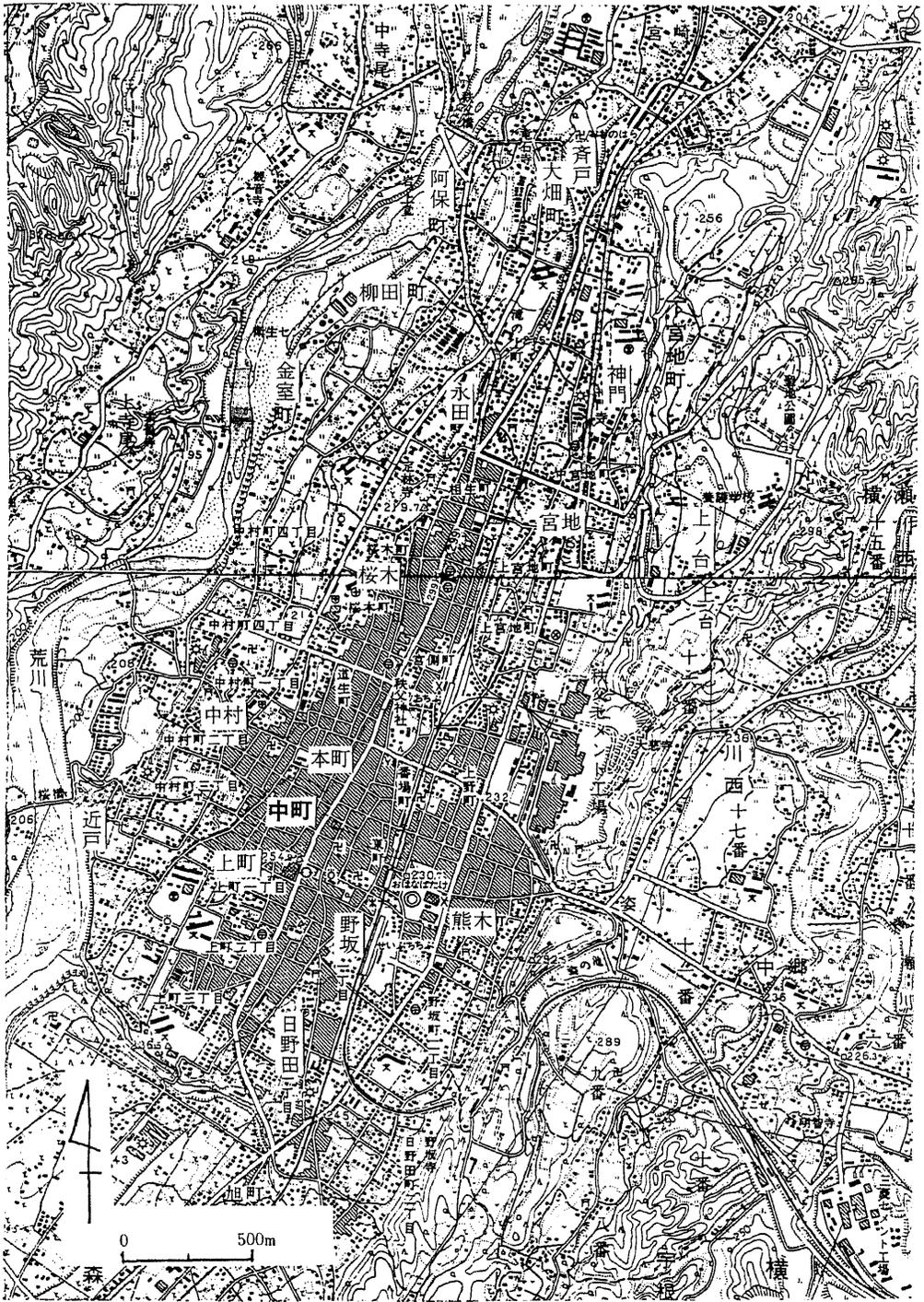
そこで、本報告では、秩父大宮の中心地の一つである中町を事例に(第1図、写真1)、近世初期から昭和初期にかけて、秩父神社の祭礼運営の一単位であり、都市行政の一単位でもある「町」の変容過程について、秩父の地域変化や秩父の特性と関連させながら明らかにすることを目的とする。

さて、従来の都市地理学では、都市の内部構造、その機能や形態などといった経済的側面に重点があり、都市に居住する住民やその組織である町内

会にはあまり関心がなかった³⁾。むしろ、こうした観点の研究は、主として社会学⁴⁾や民俗学⁵⁾で取り上げられてきた。社会学・民俗学では、各地の町内会の内部構造やその類型化が行なわれているが、研究の多くが現在を対象としているため、その内部構造がいかに形成され、その存在意義は何であるのかといった問題はあまり明らかにされていない。この問題は、町内会の構成が、それぞれの地域や「町」の歴史的展開と深く関連していると考えられることから、それらの構造を明らかにするためには、歴史的な展開、変容にも目を向ける必要がある。また、地理学の都市構造という観点みても、都市内部には、経済的側面を重視した機能を指標とした分類以外にも、こうした「町」という単位がどのような意味をもつのかという点が課題と考えられる。

ところで、秩父大宮については、すでに秩父神社の例大祭を中心に、民俗学・人類学・社会学・宗教学など豊富な研究がみられる⁶⁾。中でも注目されるのは、松平誠の研究が挙げられる。松平は、本町を事例として、大正期～昭和初期と現在とを比較しながら、伝統的都市における生活共同のもつ社会的性格・特徴の類型化を行なった。松平は、町内会に注目しているものの、視点の中心は祭礼にある。しかしながら、祭礼を生み出す「町」とは何か、どのように形成、変遷をしてきたのかという視点も必要であると考えられる。こうした点から、本報告では、「町」の資料に依拠しつつ、祭礼にも目を向けながら、「町」の成立、その変容をみていくこととしたい。

事例地域として、秩父大宮の中で中町を取り上げたのは、以下の理由による。第一に、中町が近世の大宮郷の中で、本町・上町とともに、近世初



第1図 研究対象地域

(25,000分の1地形図「秩父」(1986年修正),「皆野」(1986年修正)を使用)

注)地名は、近世の大宮郷の範囲を示す。ただし、前村・押堀・上平・柿沢は地図には表
 せなかった。



写真1 現在の中町の景観（1995年）

期には成立したと考えられる中心地であり、秩父神社の祭礼においても中心的な役割を担っていることである。中町は、遅くとも16世紀後期には、「町」の中でも有力者が名主を勤めた久保家と、今宮坊（今宮神社）を中心に成立し、17世紀初期には町立てがなされ、その後長谷部・新井・大森といった有力者が移住したと考えられる⁷⁾。また、秩父神社例大祭では、本町・上町・宮地とともに屋台を曳いている。

第二に、中町には近世から現在に至る「町」の資料が多く存在することである。中町には、天明5年(1785)～万延元年(1860)に至る、年番行事、屋台道具の一覧、祭礼費用などを記した「屋台永代帳」、天保6(1835)・文久2(1862)・明治元(1868)・明治14(1881)・大正15(1925)と5回にわたる町内での取り決めを記した「中町議定書」、さらに明治21年(1888)から現在にわたる町内会の業務を記した「中町記録簿」がある。これによって、近世から現代にかけての「町」の歴史的な展開についてみることができる。

II 中町の構成と祭礼

1) 「町」の構成

時代は下るが、天保6年(1835)の「中町議定書写」⁸⁾には次のような記載がある。

一、十六日町内祝儀有之候節ハ、六日町内祝

儀参候ものハ、行事方へ持集為惣代二人二而可致持参候、六日町内祝儀有之節も同断之事、

十六日町で祝事がある時、六日町から祝儀を出す場合には、「町」の代表である行事に集め、行事が惣代として持参すべきであることを定めている。つまり、中町は六日町・十六日町の2町から成り立っていたことが読み取れるのである。したがって天保の議定書の表紙に「中武町」という記載があるのは、中町が2町から構成されていることを示している。また、寛政12年(1800)8月の「博打禁止のための見廻り方願」⁹⁾によれば、「上武町」、「下武町」とあることから、「町」の下位の単位として「武町」が構成されているのは、中町だけでなく、本・中・上のいずれの町にもみられたことが分かる。

こうした「武町」の構成はどのような意味があるのであろうか。享保元年(1716)「幕府巡見使入秩次第書」によれば¹⁰⁾、当時の町の実態を推測することができる。

町自身番卷町切

但シ六ヶ所

十一日町	番所七兵衛所	（又市 又八
廿一日町	番所源右衛門所	
六日町	番所玄友所	（金右衛門 喜兵衛
十六日町	番所利兵衛所	
朔日町	番所弥平次所	（九兵衛 五郎右衛門
廿六日町	番所三郎右衛門所	

この史料は、享保元年(1716)10月に、幕府巡見使が秩父大宮郷を訪れた際の宿や人馬の提供などを記したものである。その際、大宮郷では、各町毎に番所が設置され、町の自身番が番所の役にあ

たっていた。また、この史料には他に、町掃除方が「朔日町廿六日町」、「六日町十六日町」、「廿一日町十一日町」と、2町毎に構成されていることが記されている。このうち、「六日町十六日町」は中町を指していること、上町・本町も「式町」を構成していたことを考えれば、その他の「式町」は、上町・本町を指していることが予想される。

また、天保5年(1834)8月の「市場取締方覚書」¹¹⁾によれば、割役名主¹²⁾が市場の取締に関して「上町二丁之者」を呼び出し申渡しをしたところ、組頭が市場境に「朔日市場」「廿六日市場」と書いた懸け札を設置したことが記されている。この史料によれば、上式町には「朔日町、廿六日町」があったこと、これらの日数を冠した町名は、大宮郷での絹を中心に扱った六斎市の開催日を示していることが分かる。したがって、本・中・上町は「式町」から構成されていること、さらにこの「式町」は市日と対応していること、つまり「市町」であることが指摘できる¹³⁾。また、その成立は、大宮郷の六斎市との関係があったと考えられる。

では、この「市町」はどのような範囲であったのか。それを直接示す史料はないが、中町については、享保元年(1716)の番所の位置と元禄3年(1690)の大宮郷の絵図¹⁴⁾とを対応させると、おおむね推定することができる(第2図)。六日町の番所のあった玄友とは、中町で薬屋を営んでいた片山家(伊勢屋)であり、その居住地は東横町より北であった¹⁵⁾。また十六日町の番所、利兵衛(山中)の在所は、今宮坊へ至る道より南側へ位置している。さらに、宝永6年(1709)の「大宮郷絹市場定書」¹⁶⁾にみられる市場と人名の記載と、前掲の絵図とを対応させると、六日の喜兵衛は現在の片山家の在所、十六日の源蔵は名主を勤めた新井源蔵で、その在所は東横町より南となっている。このようにみえてくると、中町においての「市町」は、南北に走る秩父往還を東西に分けたものではなく、秩父往還を垂直に東西に走る東横町及び今宮坊への参道とに分けた南北の区画であることが推察される。現在でもこの区画が中町1丁目・2

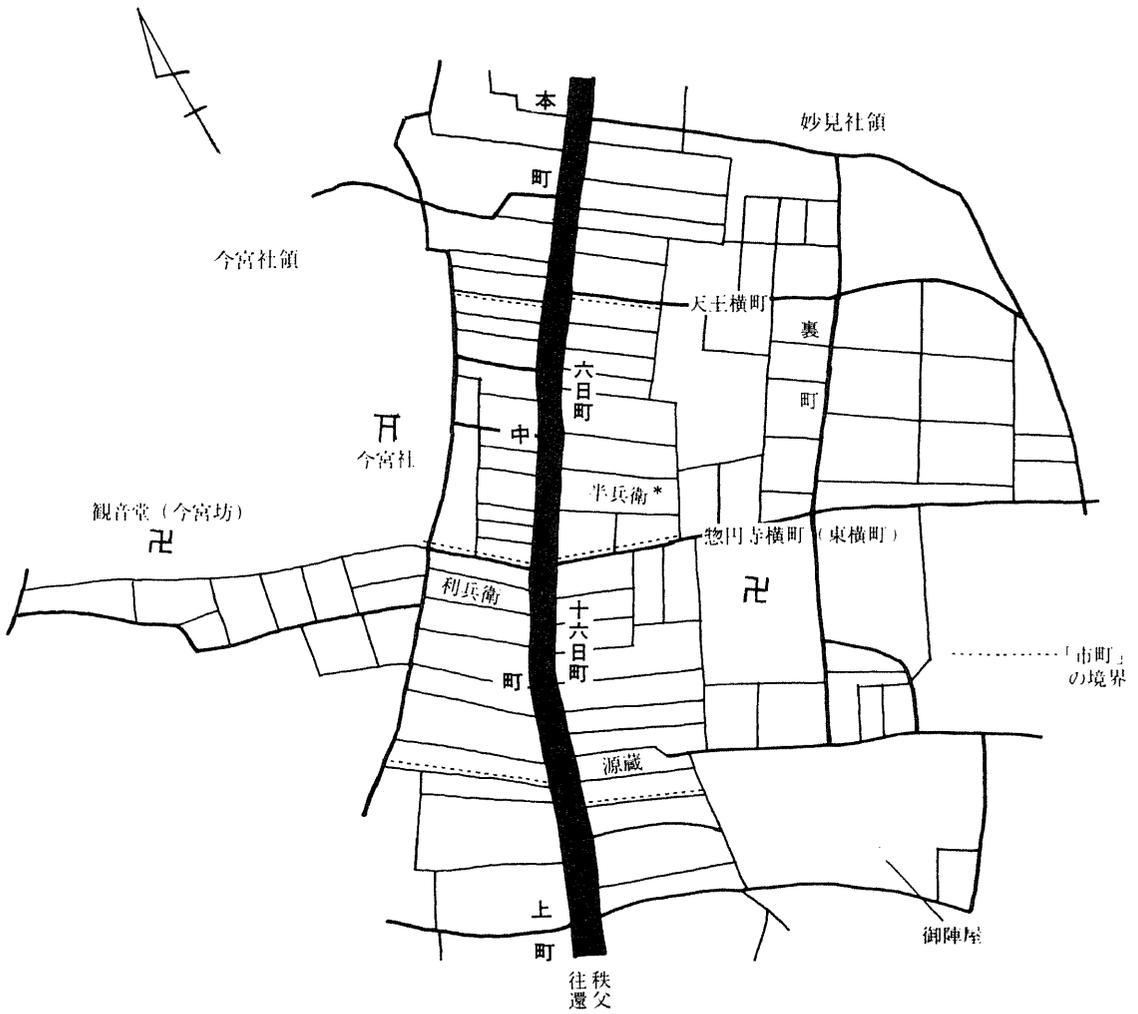
丁目として生きていることは、これを裏付けていると思われる(第3図)。

前掲の享保元年(1716)「幕府巡見使入秩次第書」には、「市町」毎に自身番が存在したことが記されている。自身番とは、後述するが、火の用心のために夜中に町廻りをする役であった。つまり、18世紀初期には大宮郷には自治的な組織があり、それは本・中・上町より下位の単位である「市町」の単位で組織されていたことが指摘できる。また、町自身番は、6つの「市町」以外に、今宮横町、惣門寺横町にもみられることから¹⁷⁾、この時期には横町が形成され、往還沿いの町とは別の町を形成していたことが分かる。また、文化13年(1816)2月の「大宮郷市場取締の代官仰渡」によれば¹⁸⁾、6つの市町毎に市場惣代が3人ずつ記載されている。市場惣代は、代官から市場の取締に関して、組頭・名主・割役名主とともに呼び出されていることから、市場取締、市場の管理の役にあたっていたと考えられる。つまり、「市町」は、自身番や市場惣代といった自治組織と対応していることから、大宮郷の「町」の基礎となっていたことが指摘できる。

2) 「町」と祭礼

中町では、秩父神社の例大祭での屋台興行について次のような話を伝えている。「秩父は水田が少ないため、絹生産が盛んであった。絹は大宮郷の市で取引がなされた。市には江戸、遠くは京都や上方から商人がやってきて絹を取引した。屋台は、そういった遠方から来る商人に見せるために始まった」というものである。これは口碑ではあるものの、「町」毎に出される屋台、つまり、秩父神社の祭礼と市場とが密接な関連をもつことを暗示している。したがって、「町」の性格をみるには、祭礼についても目をむける必要がある。

屋台の成立年代については、種々の説があり、はっきりしない。寛政12年(1800)7月の「妙見宮祭礼屋台再興願」によれば、「当社妙見宮神事之儀ハ往昔々致来候処、寛文年中之頃々相始候」¹⁹⁾と、屋台の成立の時期を寛文年間(1661



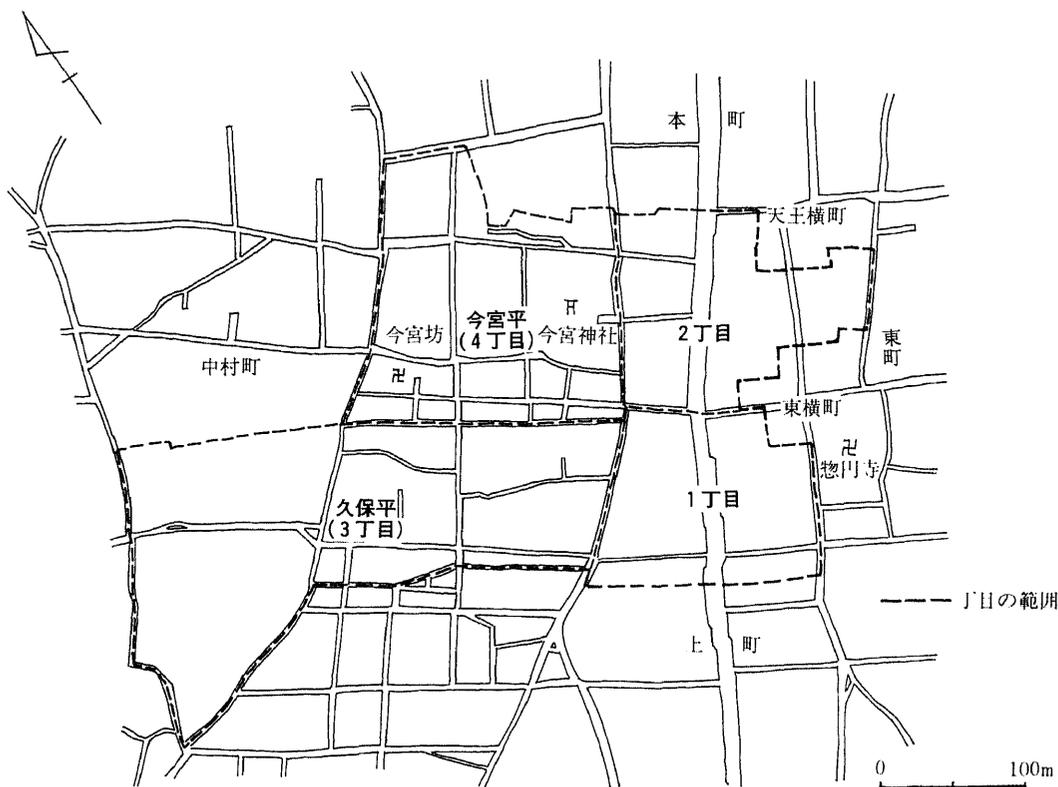
第2図 中町における「市町」の構成
 (元禄3年(1690)絵図より作成)

注) 半兵衛の屋敷地は、後、喜兵衛、玄友(片山)へとわたっている。
 「町」の境界は、明治期の地籍図より推定した。

~73)としている。しかしながら、この史料は、寛政11年(1799)年に風俗取締令により屋台興行が中止になったのに伴い、その復活を求めたものである。年代は信じ難いといわれている²⁰⁾。延享2年(1745)の「由緒書」には、屋台の成立や祭礼の実態について次のような記載がある²¹⁾。「当初祭礼の始まりは享保年間、(中略)順の儀は、宮地・新田・中・下なり、中村は近年の仕出しなり。これは四つの外なり、狂言致し候て、四つの

跡に付く約束なり」つまり、屋台の成立は享保年間(1716~36)であること、屋台の行列の順番は、宮地、新田(上町)、中町、下町(本町)であること、中村は近年から祭礼に参加していることなどが分かる。したがって、屋台は、遅くとも18世紀初期には成立し、宮地・上・中・下の4町によって運営されていた。

しかしながら、祭礼に関して興味深いのは、その成立時期よりも、祭礼が市と関係の深い点であ



第3図 中町における町内会組織の範囲（昭和30年代）
（秩父市役所資料により作成）

る。延享4年(1747)11月には忍藩主の代参平井五郎兵衛が妙見宮を訪れた際、屋台と絹市の見物をしているが²²⁾、これは妙見社の祭礼と絹市が同時に開かれていたことを示している。特にこの絹市は、六斎市と比較すると、取引量が最大で、諸国から商人が集まるので、絹大市と呼ばれていた。また、寛政11年(1799)から文化5年(1808)の間、幕府の風俗取締令により屋台興行が停止されていた間、何度も屋台復活の願いが割役名主や妙見宮神主から忍藩へ提出された。特に、享和元年(1801)11月には、以下のような文書が神主蘭田家から提出されている²³⁾。

（前略）当所祭礼之節ハ近国ハ不及申上方向も相聞国々商人多数集仕候得ハ、十一月一日頃ハ同十一日頃迄逗留、猶参詣之群集難勝許誠ニ広大

之神事、然共御殿様御政道奉尊宗毎年無何事相済何許仕合奉存、町在共ニ右祭礼中商売之助力を以軽キ者ハ御年貢之外屋賃等之手当ニ仕候者も有之、猶餘之大益無際限義ニ無御座候所、前書之通一兩年屋台大休候得ハ、少々参詣雖有之候必不留足自然諸商人等前々三十分一、右ニ准シ止宿諸雑用等殊ニ当郷第一之絹商売も年々相減シ候得ハ、連も取統渡世も極難候者多此義内々相歎（後略）

祭礼の節には諸国から商人が多く集まっていたが、屋台が中止になった後は、参詣する商人の数は1/30に減少し、絹や宿などの商売も振るわず、町方が衰微していることなどが記されている。つまり、祭礼の中止は、大宮の中心機能である絹市の衰退を意味しており、それ程屋台による祭礼と市とは関連をもっていたのである。

また、「秋蚕しまうて麦蒔終えて秩父夜祭待つばかり」と秩父音頭に歌われているように、近世の大宮郷には、田畑が分布していたことから、近世の大宮郷の者にとっては、大祭の時期は大小麦の種蒔き、稲・菜・蕎麦の収納、串柿の生産などが終わった農閑期であり、年貢の上納や正月の準備にも好都合であったのである²⁴⁾。

つまり、大宮郷にとっては、「町」の成立と機能、絹を中心とした六斎市・絹大市、妙見社の祭礼とは密接な関係があった。近世の「町」は、市場や祭礼と関わりをもって維持されてきたといえる。また、6つの「市町」、絹を中心とした市、屋台巡行の祭礼の成立は、史料の年代や江戸での絹の需要などをみると、遅くとも元禄～享保期、17世紀末期～18世紀初期であったと考えられる。

Ⅲ 「町」の機能

1) 「町」と町組

秩父大宮における「町」とは、具体的にはどのような実態であったのか。まず、町組との関係についてみてみよう。町組とは、すでに京都や江戸などで確認されているように、一般的には、「町」が複数集まって形成された単位で、幕府や藩が住民支配の上で年貢負担のために編成し、また自治的な単位でもあった。町組の編成方法は、都市によって異なっていた²⁵⁾。では、秩父大宮では、どのように町組が編成されていたのだろうか。

秩父地方は、近世初期は関東郡代の支配下にあったが、宝永4年(1707)の火災により検地帳などが焼失したため、その当時の支配機構は不明である。寛文3年(1663)忍藩領下となると、大宮郷に陣屋が設置され、代官と名主との間に割役名主と称する職が置かれた。割役名主は、秩父領の名主を統轄する役で、松本・高野・新井・久保の4家が世襲し、年番交替(享保期以降は月番)制で、年貢の割付、達・触の伝達などの職務を行なった。また、名主は主に年貢の納入、代官に対する訴願などの役にあたり、組を編成し、各組1人の名主を定めた²⁶⁾。大宮郷では、名主の数は、元禄3

年(1690)には17名、享保17年(1732)には11名、寛延4年(1751)には9名と一定していないが(第1表)、近世を通じておおむね10名前後であった。組の名称は、縫殿助組というように、名主の名前を冠したもので、町名を冠するものではなかった。また、名主は近世中期以降にはおおむね世襲であるものの、その数などをみても「町」とは対応していなかった(第1表)。つまり、大宮郷では、支配制度である「組」は、「町」とは基本的に対応しなかったといえる。これは、秩父では、「町」立てと支配単位の成立とが、別個に実施されたためであると考えられる。すなわち、近世の大宮郷では、「町組」なる単位は存在せず、自治的な組織である「町」と、支配制度である「組」とが、別単位であったことが指摘できる。

2) 自身番の成立

では、「町」の自治組織とは、具体的にはどのようなものであったのだろうか。そこで、注目されるのが、「町自身番」の存在である。自身番の初見は宝永6年(1709)1月の「大宮郷火之用心手配書」にみられる²⁷⁾。

一、大宮町火之用心之程御存知候通、火之廻り之外、自身番置仲間之者共夜廻り仕候、御意と為遊趣候、御状有之候ニ付難有奉存、仲間と相談いたし、爰許山廻り衆中ノ内意請、自身番之ものニ此度の役を申付、五ツ過九ツ過七ツ時、家並ニ家主おこし申様ニと、夜ニ三度ツ、まわし申筈ニ相談之上、七日之晩まわし申候

一、風ふき之節ハ昼夜ニ不限、山廻り衆中御廻りヒ成候

大宮郷には火の用心の夜廻り役として、火の廻り番と自身番とがあること、その設置は忍藩の代官の発意であることなどが記されている。こうした夜廻り役の設置は、直接的には、宝永4年(1707)の大宮郷の火災に伴うものと考えられる。その際、火の廻り番の外に、自身番が設置され、ともに夜3度の町内巡回を行なった。また、前掲の享保元

第1表 近世中期における秩父大宮郷における名主

町名	元禄3年(1690)	享保17年(1732)	寛延4年(1751)
本町	浅見十三郎 高野縫殿助 高野佐助 新井四郎兵衛 新井五郎兵衛 新井八右衛門 高橋重郎左衛門	浅見助七 高野縫殿助 新井四郎兵衛 新井五郎兵衛 林之助	高野縫殿助 新井五郎兵衛
中町	新井与三右衛門 新井源藏 新井曾兵衛 田代伊左衛門	—	久保市郎兵衛
上町	高野七右衛門 松本惣左衛門 井上平左衛門	高野七右衛門 松本惣左衛門	高野七右衛門 松本惣左衛門
その他不明	原七郎左衛門(裏町) 関根四郎左衛門(宮地) 井上半左衛門(中村)	高野四郎左衛門(不明) 平右衛門(不明) 井上久左衛門(中村) 田代源左衛門(熊本)	孫太郎(不明) 孫左衛門(野坂) 井上久左衛門(中村) 田代源左衛門(熊本)

(元禄3年は元禄3年「町絵図」、享保17年は松本家文書「御用日記」所収「大火に付戊午分御用金返却者」並拝借金覚、寛延4年は松本家文書「御用日記」所収「大宮郷町火消定」より作成
注) 姓や居住地は、松本家文書「御用日記」所収記事より比定した。

年(1716)の幕府巡見使が秩父を訪れた際の史料に「町自身番」と記載されていたように、自身番は各「市町」毎に設置されていた。寛延4年(1751)10月の大宮郷町火消定²⁸⁾には、「定之通不勤之者候得ハ、相改其旨□□たて、其翌晩夕五番宛可相勤候」と、火廻り番と自身番を勤めなかった場合には、さらに5晩にわたって番役を勤めるという罰則規定があることから、こうした夜廻り番は、代官の発意による発足であったものの、「町」を母体とした自主的な運営によっていたことがわかる。

また、郷内には、消防制度も整備された。その初見は享保17年(1732)12月の「秩父領火消組編成覚」²⁹⁾にみられる。大宮郷では、名主1人毎に1組、計11組が編成され、その中から8組が纏をもって消火の分担をした。つまり、火消組は名主を基礎とした組によって編成されていた。しかしながら、運営がうまくいかなかったのか、近世を通じて何度も編成が改正された。寛延4年(1751)

10月には、火消組は12組に増加した³⁰⁾。そのうち増加した3組は、下・中・上の3町毎に編成されたもので、組頭が指揮をとり、初期消火にあたった。また「式丁自身番之者、火事場江早々指出可申候」とあるように、「市町」毎にある自身番がその主たる構成員であったことが分かる。一方、残りの8組は、名主をもとにした組織で、二番手として消火にあたった。さらに、天保2年(1831)「大宮郷火消組定帳」によれば³¹⁾、8組に再編成され、「上町式丁、金仙寺門前」、「中町式丁、久保平、西裏」、「本町式丁、畑ヶ中」などというようにおおむね「町」毎に編成された。こうした度重なる再編成は、名主単位の組制度が生活レベルでの意味をもたず、「町」単位の方が、実質的な単位であったためであると考えられる。

都市にとっては、火災の発生は、深刻な問題であった。宝永4年(1707)の火災では、宝永3年までの検地帳・年貢割付帳が焼失している。享保17年(1732)の火災では、市街地の2割が焼失し、藩

から御用金の返却や拝借金の給付がなされた³²⁾。また、元禄期以降、秩父礼所の巡礼が盛んになり、特に午年には秩父で秘仏が開帳されるため、多い日には1日に2000人程の巡礼者が秩父を訪れた。そのため、藩から付け火や盗人の用心をするようにとの申渡がされている³³⁾。つまり、火災の防止は、忍藩、町民の双方にとって重要な課題であったことが分かる。

火の用心や消火の役の他にも、前掲の享保元年(1716)の「幕府巡見使入秩次第書」に登場する「町掃除方」、寛政5年(1793)の「大宮郷村鑑」の「木戸」の記載から³⁴⁾、「町」には衛生や警備の役がいたことが確認できる。衛生については、享保20年(1735)「大宮郷村定法」によれば³⁵⁾、「一、町なかへ石井ごみ掃出置間敷候、但シ用水悪水堀溜池堤道橋等無油断手入可仕事」とあるように、道路、ゴミ、用水、悪水なども、都市の問題となっていたことが確認できる。

3) 議定書の制定

他に「町」の実態を示す史料としては、「町」の掟である議定書がある。中町では、天保6年(1835)、文久2年(1862)、明治元年(1868)(改正版)、明治14年(1881)、大正15年(1925)の議定書がみられる。天保6年の議定書には³⁶⁾、他に文政10年(1827)2月に議定書が作成されたとあるが、現存していない。議定書の成立の経緯については、天保6年の議定書に、「先年従御領主様御締筋御厳重被仰付一同承知奉畏候」や「近頃万事ニ付花麗之儀改候様」、「文政十一子年八月御改革御触有之諸事相改、万事質素可致旨御細々被仰付承知奉畏罷在候」とあるように、幕府により文化2年(1805)に設置された関東取締出役の強化(文政10年)や、幕府の一連の質素儉約の政策などに伴うものであった。実際、文政11年(1828)8月に関東取締出役に出された「組合村々議定連印帳」に登場する、婚礼・祝儀・葬礼・仏事などでの華美の禁止といった項目は³⁷⁾、議定書にも登場する項目であった(第2表)。

しかし、その一方で、議定書には「近年当町万

第2表 議定書の項目とその変遷

項目	天保6	文久2	明治14
御公儀法度の遵守	○	○	
朝政・県庁の命令遵守			○
火の用心	○	○	○
番屋詰・鉄棒番		○	
太鼓番			○
祭礼(妙見宮)	○	○	○
婚礼・祝儀	○	○	○
聲・養子の披露			○
祝儀の際の献立	○	○	
元服	○	○	
道陸神	○	○	
正月行事	○	○	
祇園松	○	○	○
祇園会		○	
花火遊びの注意			○
歳暮	○	○	○
頼母子講	○	○	○
仏事・葬儀	○	○	○
大病人がある時の酒食禁止	○	○	○
衣服	○	○	
湯治等の土産	○	○	
飲化	○	○	○
道路・橋梁の修繕			○
遊歴者の訪問	○	○	○
座頭警女の婚礼	○	○	
他所の祭礼の見物	○	○	○
賭事の禁止	○	○	○
喧嘩争論の禁止	○	○	○
町内の寄合		○	○

(片山家文書天保6年、文久2年「中町議定書」、
中町会所蔵明治14年「中町議定書」より作成)
注) ○は、議定書でその項目があることを示す。

事猥相成、振舞等之節も過分之品取調、物入等も多分相懸り一躰習わし之様相成、小株の者ハ別而難渋致相互ニ迷惑相成申候」、「去已(天保4)年中ハ諸作物不熟ニ付、諸色高直ニ相成一同難渋致候ニ付、此度別段申談乃上物事不益之儀無之様、連印議定書筒條左之通」とあるように、祝儀などでの過分な振舞は、「小株」の者を中心に難渋するので、「町」にとっても迷惑であったこと、天保4年(1833)をはじめとした飢饉による物価の高騰、農村の荒廃、下層町民の困窮なども深刻な問題であったことが分かる。また、議定書の項目は、御公儀法度の遵守、火の用心、番屋詰・鉄棒番、妙見宮の祭礼、婚礼・祝儀・元服、正月行事、祇

園会、歳暮、頼母子講、仏事・葬儀、湯治等の土産の購入、遊歴者の訪問、賭事の禁止、喧嘩争論の禁止、町内の寄合への出席など、町内での生活全般について、詳細かつ具体的な記述となっている(第2表)。さらに、「取極議定改連印写銘々宅江張置、一同相守候」と、議定書の写は銘々の家に張る程の徹底ぶりであった。つまり、議定書の制定は、そのきっかけは幕府や藩の政策と関わっていたものの、実際は「町」による取り決めであったことが分かる。

「町」の運営に中心的に携わったのは行事であった。行事の主たる任務は、屋台を巡行する妙見社の祭礼であった。天明5年(1785)～万延元年(1860)に至る屋台の記録「屋台永代帳」によれば³⁸⁾、行事は1年交替で、籤で「町」を5組に分け、その中から1年毎に行事を4名(天保期以降は6～8名)選出するしくみとなっていた。行事は、「町」の中でも経済的に実力のある有力者が務めた。文化6年(1819)10月には屋台興行が復活したことにより、行事役が改められた。それには50名の氏名が記されているが、実際に行事を務めたのは、新井、原、井上、長谷部、大森、浅見、新船、久保などの名主や絹買継商といった「町」の有力者で、一覧の中では上欄に記載されている。これは、祭礼に関わる費用は、基本的に「町」内で負担をするものの、「町」の有力者が屋台の新調や修理代を負担する場合も多かったように、行事役は経済的な負担が必要であったためと考えられる。一方、一覧の下欄には、白銀屋、小間物屋、田中屋、和泉屋、桐屋、伊勢屋、古着屋、清水屋、近江屋といった屋号を冠した商人の名前が多く登場する。これらの商人は、天保12年(1841)以降付行事として登場することから、行事の補佐役で、「町」の中では「小株」あるいは借家人層であったと考えられる。

こうした借家人層は、「町」の中ではどういう立場であったのか。文政2年(1819)11月に屋台の前幕が大破したため、中町では前幕の新調を、絹商人でもあった江戸日本橋白木屋に金43両銭801文で依頼した。その出金の内訳は、金15両は「惣

若者出金」、金4両銭24文は「町内借宅之者出金」、金4両「古幕売払代」、金20両773文「町内中」となっており、半分近くを「町内中」と若者衆で出費していること、また約1割は「町内借宅之者」が出金していることが分かる。したがって、有力者以外の者でも、屋台の曳き廻しに参加していたことが窺える。また、この他にも天保の議定書では、「小株」・「借人」に対しては、火の番での「夜喰米」や薪の負担を配慮されたり、明治元年(1868)の議定書訂正には³⁹⁾、「店借之者を掠め自己之勢ひに任せ」ることを禁止し、「第一借家之者等者不覚いたはり慈悲を加へ」るべきであることを規定している。秩父大宮では、越後国、近江国や周辺農村といった他所出身の店借商人、職人が多く存在した。例えば延享3年(1746)には、本・中・上町といった市街地の家数は160軒、店借りは51人であったとしている⁴⁰⁾。つまり、「小株」や「借人」層も祭礼、火の番に参加していた。「町」は、有力者と「小株」・「借人」層という構造になっていたが、「町」の運営には両者とも参加していたのである。

Ⅳ 区会の成立と展開

1) 議員の選出

明治期以降、「町」はどのように展開したのか。明治初期には、諸制度の改革とともに、行政・支配機構の再編が実施されたが、秩父大宮では、近世の名主、組頭がそのまま新しい職に任じられたことから、その制度は形式的には解体されたものの、実質的には変化しなかった⁴¹⁾。一方、中町においても、明治14年(1881)の議定書を見ると⁴²⁾、第一條に「朝政及県廳の命令を遵守之上、税諸税乃期を誤らず、町内一般相互懇切に和睦し各家の業務怠慢なく勉強すべき事」とあるものの、この記述は、近世の議定書の「御公儀様御法度」を除けば、ほとんど変わらない。また、この議定書は、近世の議定書の項目を比較しても、祝儀などは質素とすることという項目がなくなった他には、さほど変化はなかった(第2表)。つまり、秩

父大宮では、政府による諸制度の改革が、「町」の枠組み自体に変化をもたらすことはなかった。

では、町の内部では、どのような変化があったのだろうか。明治14年の議定書と近世の議定書との最大の相違点は、秩父神社(妙見社)の祭礼の記述がより詳細となったことである。祭礼費用の捻出方法、行事の選出方法、議員の選出、祭礼の順序・ルールなどが事細かく記載されている。中でも議員は、籤引きで編成された5つの行事組合の中から3名ずつ選出され、祭礼費用の使途、その捻出方法などを協議して決定する役である。つまり、祭礼の役が、祭礼の運営を取り仕切る行事と、それを協議する議員とに分けられたのである。こうした「町」の内部組織の変化はなぜ起こったのだろうか。議定書には以下のような記載がある。

第三条

一、氏神秩父神社大祭典附祭の儀は、往昔よりの仕来りにて土地に応せざる大事業なりと雖ども、旧来の習にして又廃す可からざるの大祭なり、然るに其費用の如きハ先年の定額ありと雖ども、近來諸物価騰貴に随ひ区域を超過するも亦止を得ざるの時勢なり、然れとも限りある財産を以て限りなき費用に充てハ、町内に衰頽ハ指を屈して待つべきのみ、茲に於て其年の行事ハ萬事を斟酌し、町内の不為にならざる様厚く注意すべき事

附り何事によらず行事より通達ある事ハ必ず背かざる事勿論に候

近世においても、祭礼費用の調達は、「町」にとっても重要な課題であったが、明治初期においても、同様であった。しかしながら、この議定書では、祭礼が土地に合わないくらいの大事業であること、昔からの慣例であるので祭礼の廃止はできないこと、中町だけでは費用は間に合わず、区域外にも費用を求める必要があること、このままでは「町」は衰退してしまうことなど、これまでの議定書にはみられない記述があることから、祭礼維持の困難さが窺えるのである。

こうした事態の直接の原因は、明治11年(1878)

3月の大宮郷大火災であったと考えられる。この火災は、中町が火元といわれ、大宮郷の3分の2を焼失するほどであった。その年の11月には、市街地は6割程が軒を並べるほどになったが、借家人層はなかなか復興することはできなかった⁴³⁾。大火当時の絵図⁴⁴⁾と明治27年(1894)の「中町絵図」⁴⁵⁾とを比較すると、有力者の家並は変化していないが、借家人層の家並は大きく変化している。これは、借家人層が秩父大宮を離れたり、今宮神社領の払下に伴って今宮平へ移住したりしたためといわれる。大火以降、中町では、火元ということもあり、火の用心のための夜廻り役(太鼓番)が強化された。それは議定書によっても窺える。

また、明治初期は、秩父大宮の商業にとっても転換期であった。幕末の開港に伴い生糸が輸出品となると、生糸が高騰し周辺農村での絹織物生産が衰退し、大宮での取引も衰退した。その結果、「町」の有力者でもあった絹買継商の多くが、商売替や転業したりしたのである⁴⁶⁾。このような状況から、「町」が「衰頽」しないように、祭礼・火の用心を中心に、再び議定書が生み出されたものと考えられる。

2) 区会の成立

明治21年(1888)4月1日からは「中町記録簿」の記載が始まった⁴⁷⁾。これは、中町の役員、祭礼、火の番といった「町」内の諸事について、行事が記した「町」の公式記録で、現在も続いているものである。記録簿の創始については、次のように記載されている。

町内記録簿ノ創始

夫町内ニ行司ナル者ノ欠ク可カラザルハ、国ニ政府アリ町村ニ戸長アルト同一ノ理ニシテ、直実人望アル者ヲ挙ケ以テ之レニ委託スルハ当然ノ事ナリ、然ルニ我カ中町ノ如キモ従来ノ習慣ニ粘着シ訂正ノ策リナキハ、舊等閑ノ処置ニシテ開明ノ今日ニアリテハ甚タ取ラサルモノトス、就テハ時宜適当ノ改正ヲ為ス事、一般ノ緊要ナルヲ以テ這回一同衆議ノ上、

更ニ記録簿ヲ設ケ行司其他ノ撰挙方法等箇條書ノ通り決定スル

従来は行司(行事)役は、「町」の有力者によって担われていたが、それを改め、選挙で選ぶことにしたというもので、行司は、行司の業務を書き留めることとなったのである。また町内役員として行司4名、目付2名、議員10名、計16名が選挙により毎年4月に選出されることとなった。行司は、祭礼や火の番といった町内の諸事を行う役で、その内、1名は耕地総代(後の区長)となり、戸長役場(後の町役場)からの事務を掌り、耕地(区)を代表した。議員は協議をする役で、年2回の議員会に出席する。議員会では議員の選出、各家毎の町会費の入用の割合を決める「等級割」の決定などを行なう。目付は行司の業務を監督する役である。選挙による町内役員の選出に移行したり、町内役員が行司と議員とに明確に分離した理由としては、同じ年の4月25日、市町村制が公布されたことに伴い、市町村制にあった行政組織が必要になったこと、「町」の業務が従来の祭礼に加え、火の番、道路修復、衛生管理といった行政的役割の比重が次第に高まってきたことなどが考えられる。つまり、大宮町という上位の行政組織が形成されたことに伴い、「町」では、それに対応した「区会」が誕生したといえる。

それでは、「区会」は具体的にはどのような業務をおこなっていたのか。記録簿によれば、明治中期～昭和初期にはおおむね次のような活動をしていた。①区費の予算・決算の審議、議決。これは区費の入用やその用途について協議する。②区費の徴収期日の決定。例えば、明治29年(1896)には、(1)消防費は5月議会の後、(2)八坂祭礼費は当番行事の都合により徴収、(3)祭礼費(秩父神社)は祭礼後の会議以降に徴収、以上年3回となっていた。③衛生。伝染病発生の際の薬剤(石灰)散布、下水掃除、春秋2回の大掃除、祭礼の際の便所の設置などであった⁴⁸⁾。④消防。火の番にあたる役。防水溜の設置、ポンプの購入、火の見梯子・器具置場・火の番小屋・火の見櫓・消火栓の設置など

を行なった(写真2)。⑤町内の道路・下水路の修理、建設。⑥出兵者への餞別。日露戦争、日中戦争、太平洋戦争などで実施された。戦没者に対しては町葬をした。⑦祭礼(第3表)であった⁴⁹⁾。

中でも、「町」の役割の中心は、秩父神社の祭礼であった(第4表)。中町の予算書では、明治後期においては大祭費は、臨時費を除くと、全体の2～4割に上っていた。大祭費は、所作事、大工夜手間、印袈纏、蠟燭、提灯、軒花、白扇、麻、琉球、木炭といった屋台を曳くための準備費用であった。また、屋台の修理や新調の際には、予算は臨時費として別途に計上された。この他にも、祇園祭の準備のための祇園祭費や、三峯・古峯・木魂神社(秩父郡小鹿野町)の神札代や秩父神社の氏子負担金などからなる神社費があった(第3表)。明治45年(1912)には、これら祭礼・神社関係費用の総額が、全体の65%にも上っている。

その一方で、消防、衛生、道路建設といった行政費用も次第に増加している。明治後期～大正期に登場する霜害予防費もその一つである。この時期には、まだ市街地周辺にも桑畑が広がっていた。霜害予防とは、5月頃に遅霜が降りたとき、桑の新芽が枯れる恐れがあるので、薪あるいは重油を

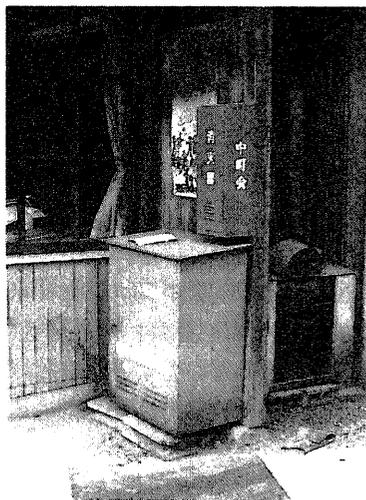


写真2 消火器箱とホース格納庫(1995年)
中町の至る所に、中町会によって、消火器とホースが整備されている。

第3表 明治後期～昭和初期における中町の祭礼

月. 日	祭礼名	祭礼の内容
1月20日 3月20日	秩父神社追儺祭 三社祭(古峯・三峯・秋葉)	節分祭 秋葉神社(今宮神社境内)で祭典 三峯神社, 古峯神社へ代参
5月8日 7月19～20日	木魂神社代参 祇園祭(秩父神社河瀬祭)	小鹿野町津谷木の木魂神社へ代参 笠鉦(花車)を町中引き廻す
9月28日 12月1～3日	今宮神社大祭 秩父神社例大祭	祭典, 打上花火, 仕掛煙火, 演芸 屋台を町中引き廻す

(中町会所蔵「中町記録簿」より作成)

注) この他に, 湯水の際には, 雨乞を秩父神社, 今宮神社, 武甲山御嶽神社に祈願した。

第4表 明治後期～昭和初期における中町の予算額の推移

項目	明治33	明治45	大正13	昭和15	昭和21
等級割	307.710	839.683	3761.560	3936.600	16419
間口割	12.110	53.136	31.300		
特別割	30.000	56.000	135.000	450.000	1860
雑入	17.000	25.000	30.000	125.000	1022
前年度残余金	87.444	70.771	133.640	397.000	
借入金		450.000			
補助金				41.000	41
寄付金					50
歳入合計	454.264	1494.590	4046.500	4945.600	19392
大祭費	118.000	242.000	659.500	643.700	
祇園祭費	37.000	55.000	165.000	304.600	
神社費	53.011	17.500	181.000	334.300	
火之番費	24.554	70.000	300.000	207.000	657
消防費	57.750	55.000	339.000		
衛生費	21.200	25.000	100.000	158.000	261
会議費	17.500	15.000	170.000	162.000	450
道路費	50.000	50.000	100.000	497.000	1000
電灯費			300.000	415.000	2755
雑費	25.249	20.000	100.000	543.000	3844
予備費	50.000	45.000	200.000	250.000	500
霜害予防費		40.000			
屋台新調費				221.000	700
屋台修繕費			1100.000		100
返済金			206.000		
臨時費		860.090	126.000	1100.000	9125
<臨時費内訳>					
屋台庫新築費		576.090			
借入金返却		200.000			
屋台新調費		84.000	126.000		
歳出合計	451.264	1494.590	4046.500	4945.600	19392

(中町会所蔵「中町歳入歳出予算決算書綴」, 「中町記録簿」より作成)

注) 単位は円

燃やして霜害を防ぐものである。中町の住民はこの時期まで半農半商であった家が多かった。大正期まで中町に隣接する今宮平や久保平には畑が広がっていた。また、大正末期から計上された電灯費は、表通りに設置された街灯の費用で、防犯上役立ったといわれる。秩父での近代における「町」には、自治機能を十分に備えていたことが分かる。

それでは、大宮町(秩父町)においては、具体的にどのような活動をしていたのか。「大正14年度秩父町事務報告」によれば⁵⁰⁾、秩父町の係・部は庶務、兵事、学務、勸業、衛生、戸籍、税務、会計、水道の9つに分かれていた。具体的には、①小学校・実科高等女学校・図書館の運営、②伝染病患者の隔離のための隔離病舎の運営、種痘の実施、汚物掃除の巡視、屠場の運営、③農事組合、養蚕組合への勸奨、④統計調査、⑤徴兵の実施、⑥国税・県税・町税の徴収、⑦秩父町の予算編成、⑧上水道事業などである。特に、上水道の設置は、埼玉県内では初めての事業で、市街地が段丘上に立地していた秩父町では、地下水源が深かったため、冬季から春季にかけて井戸の枯渇が問題となっていたが、秩父町一体の運動により、県から補助金を得て実現したものである⁵¹⁾。つまり、「秩父町」の単位では、行政の中でも、国からの委託された業務や、複数の「町」をまたがって運営する必要のある広域の事業(水道・衛生など)の業務を担当していた。また、中町のような「町」の単位では、上位の行政組織の末端という側面と、都市生活に密着した自治的な機能の側面があったことが分かる。

3) 町の拡大

大正15年(1925)には議定書が再び改正された⁵²⁾。この改正のポイントは以下の通りであった。①祭礼、祝儀、生活などの項目が消えたこと、②町内を4区分し、その内、久保平を3丁目、今宮平を4丁目と設定したこと(第3図)、③議員は16名を定員とし、内1・2丁目から8人、3・4丁目から8人を選出すること、④行事は12名を定員とし、1・2丁目から6名、3・4丁目から6

名を選出することである。まず、①については、大正期の区会は、従来からの仕来りを遵守する組織ではなく、祭礼や行政機能は議会を通じて決定し、運営することを重視した近代的な組織へと変容したことを示している。したがって、こうした生活に関わる問題は昭和初期には生活改善運動として登場している。また、②~④については、中町の段丘より1段下に立地する久保平・今宮平が、実質的に中町と一体となったことを示している。

久保平・今宮平は明治初期までは、ほとんど畑が広がっていたが、明治11年(1878)の大火をきっかけに、住居に困った借家人層のために、今宮神社が今宮平を中心とした土地を払下した。その結果、大火以降段丘下では、急速に宅地化が進んだのである。明治32年(1899)には、久保平・今宮平は中町と一体となり、今宮平と久保平は中町の屋台などの共有権を与えられるかわりに、中町の費用・人夫の負担の義務を負うという契約書が両者の間で交わされた⁵³⁾。大正期には人口が増加したため、大正9年(1920)には表札が配布された。大正期に予算の歳入高が急激に増加しているのは、こうした人口増加によるものと考えられる。実際人口をみても、明治14年(1881)に69戸であったのが、昭和7年(1932)には354戸と5倍に増加している。ところが、今宮平・久保平は、中町への費用負担が重かったのか、中町から区費割当の拒否(明治30)や分離(大正14)を求めた。昭和10年(1935)の記録簿によれば、当時の人口は、1丁目42戸、2丁目79戸、3丁目157戸、4丁目110戸と、中町の人口の7割は今宮平・久保平であった。しかしながら、区費の負担を示す等級割(玉割)をみると、1、2丁目62,966玉、3丁目12,547玉、4丁目は12,152玉と、1、2丁目7割を負担しているのである⁵⁴⁾。中町と今宮平・久保平は、人口、区費の負担の双方において、不均衡であったが、大正15年の議定書改正により、双方均等に行事・議員を選出することとなったのである。つまり、有力者の多かった従来の中町に対して、新興の今宮平・久保平が力を上昇させてきたことを

示している。

V おわりに

本報告では、秩父市中町を事例に、町内の記録を使って、「町」の成立とその変容を通して、「町」の存在意義について考察を進めてきた。最後に、明らかになった点についてまとめたい。

中町の成立は、戦国期にさかのぼるが、本・中・上の3町が一体となった町立は、近世初期のことであった。「町」は、六日町と十六日町というように、市日を冠した町名であることから、その成立は市場の成立と関連していた。また、市場は秩父神社の祭礼と関連があることから、「町」は、祭礼や市場と関わりをもって維持されてきたと考えられる。「町」の構造は、南北に走る秩父往還を区切ったものではなく、東西に走る道を区切った南北の区画であった。こうした「市町」をもとにした「町」の景観が成立するのは、遅くとも江戸での絹需要が高まり、絹市や屋台興行が盛んとなった元禄～享保期のことであったと考えられる。

続いて「町」の機能について検討した。「町」には、夜廻りをする自身番・火の廻り番が、「町」より下位の単位である「市町」毎に設置されていた。こうした「町」の自治組織は、名主1人毎に設置され、年貢負担の単位となった支配上の「組」とは、別個の組織であった。「町」にとっては、火災の発生が深刻な問題であったため、火消組も編成された。また、「町」の警備や衛生問題も重要な問題であった。近世後期には、「町」の法律である議定書が町民自身によって作成された。議定書には、「町」での共同生活をする上での規定が詳細に記録されている。中でもその中心は屋台を曳き廻す妙見社の祭礼であった。その運営は「町」の有力者が行事となって務めたが、「町」の借家人層も行事の補佐役として参加していた。議定書にこうした借家人層への配慮がみられるのは、秩父大宮には、他国出身の商人・職人が多く存在していたという地域的な特性が背景として考

えられる。

このように、秩父大宮においては、「町」とは、幕府・藩によって設置された、あるいはその補助的な役割をする単位という側面というよりも、その地域の経済、生活に密着した組織で、町民自身がそれを運営していくというところに特徴があると推察される。また、農村との比較でいえば、「町」では様々な職業を営む者がいることから、用水の管理といった生産に関わった規定はなく、火災、衛生、犯罪など「町」で共同生活を営む上での規定が多かったといえる。

明治期に入って諸制度の改革が実施されても、こうした「町」の枠組みが変化することはなかった。しかし、「町」の内部構造は、地域の変化に伴って変化がみられた。明治14年(1881)の議定書制定は、中町を火元とした明治11年(1878)の大火や、幕末以降の絹織物生産の衰退に伴う絹買商の転業をきっかけに、「町」の衰退を食い止めるために、祭礼を中心に機構改革をしたものであった。明治21年(1888)以降の「中町記録簿」の登場は、市町村制の実施に伴うもので、祭礼の他に、火の番、道路管理、衛生管理といった行政機能の整備に力点があった。大正15年(1925)の議定書改正は、中町に隣接していた今宮平・久保平が中町と一体となったことに伴うもので、有力者と借家人層という経済的な構造が、町内組織の面では対等となったことを示している。つまり、近代以降も、「町」が行政の末端組織という側面の他にも、都市生活に密着した機能を自ら運営しており、その核として祭礼が位置付けられていたことが分かる。「町」が行政の末端組織としての比重を強めるのは、第二次大戦中の常会の設置、大戦後のマッカーサー指令による町内会の廃止、行政と祭礼の分離によるものであったと考えられる。実際、中町でも、戦時中消防や衛生の組織が、秩父町といったより広域の単位に組み込まれていたり、戦後は祭事と行政が分離したため、記録簿は祭事記録のみとなるなどの変化がみられたのである。こうした度重なる町内会(区会)組織の再編・改革が、現在みられるような町内会組織の複雑さを生み出してい

るものと考えられる。

さて、本報告では、「町」の資料に依拠するあまり、住民の属性や社会的結合についてみる事ができなかった⁵⁵⁾。他国出身の商人が町へ入り込む過程は、家持層と借家人層との関係や秩父の都市としての性格を考える上で重要な視点であると考えられる。また、大宮郷の中での中町の位置付けや、秩父の在郷町としての特性⁵⁶⁾については明らかにすることができなかった。さらに、区会の解散、町内会の結成などの第二次世界大戦後から現在に至る「町」の変容についても、目を向けることができなかった。これらの点は、今後の課題としたい。

付 記

現地調査にあたっては、秩父市中町の中町会顧問柳武象氏、今宮神社祢宜塩谷治子氏には、聞き取りのほか、貴重な史料を閲覧させて頂きました。秩父市立図書館、秩父市中町の片山誠二郎氏、秩父市市議会事務局では、貴重な資料を閲覧させていただきました。本稿作成にあたっては、また、筑波大学大学院の川崎俊郎、平野哲也、田中達也、山澤学の各氏に種々御教示頂きました。以上記して厚くお礼申し上げます。

注および参考文献

- 1) 本稿では、現在秩父神社の祭礼や行政(町内会)の単位となっている本町・中町・上町といった町の単位を「町」、近世の秩父大宮の町を「大宮郷」、近代の大宮の市街地を「大宮町」、または「秩父町」と、表記することとする。
- 2) 高橋伸夫・小野寺淳・松村公明・松杉力修・芳賀博文(1994):石岡市中心部における都市空間の特性,地域調査報告,16,1~23。
- 3) ①平篤志:(1990):東京都千代田区神田地区における人口減少に伴うコミュニティの変容,地理学評論,63A,701~721。②中川正・松井圭介・田中達也・三木一彦・櫻井誠・中村匡輝・小野寺淳(1996):結城市中心部における社会集団の変容,地域調査報告,18,23~43。
- 4) ①松村直道(1980):地域住民組織の形態と構造—水戸市の町内会を中心にして—,茨城大学人文学部紀要社会科学篇,13,75~110。②岩崎信彦他編(1989):『町内会の研究』,御茶の水書房。③倉沢進・秋元律郎編(1990):『町内会と地域集団』,ミネルヴァ書房。④玉野和志(1993):『近代日本の都市化と町内会の成立』。
- 5) ①岩本通弥(1993):城下町の社会と民俗—茨城県古河の常民生活誌から—,塚本学・宮田登編『日本歴史民俗論集5 都市の生活文化』,吉川弘文館,68~96(初出1980,日本民俗学,129)。②古河市史編さん委員会編(1983):『古河市史 民俗編』。
- 6) 秩父大宮の町と祭礼との関係を扱った主な研究は次の通りである。①浅見清一郎編(1960):『秩父神社例大祭屋台とその沿革』,秩父屋台保存委員会。②秩父市誌編纂委員会編(1962):『秩父市誌』,秩父市,1170~1221。③藪田稔(1967):祭り参加の諸相と階層,人類科学,19,27~57。④赤池憲昭(1971):祭りと町会—秩父市上町会の事例報告—,愛知学院大学文学部紀要,1,1~26。⑤中村孚美(1972):秩父祭り—都市の祭りの社会人類学—,季刊人類学,3-4,149~190。⑥松平誠(1990)『都市祝祭の社会学』,有斐閣,71~168。
- 7) 秩父大宮の都市成立の詳細については,田中達也(1996):近世大宮町の形成過程,歴史地理学調査報告,7,1~15。
- 8) 秩父市中町片山家所蔵文書。
- 9) 秩父市立図書館所蔵,高野家文書「御用日記」所収,秩父市立図書館・秩父郷土研究会校訂(1960):『忍藩秩父領割役高野家御用日記類抄』,秩父市誌編纂委員会,47ページ。
- 10) 秩父市立図書館所蔵,松本家文書「御用日記」所収,秩父市立図書館・秩父郷土研究会校訂(1960):『忍藩秩父領割役松本家御用日記類抄 第一分冊』,秩父市誌編纂委員会,21~23。
- 11) 秩父市立図書館所蔵,松本家文書「御用日記」所収,秩父市立図書館・秩父郷土研究会校訂(1960):『忍藩秩父領割役松本家御用日記類抄 第四分冊』,秩父市誌編纂委員会,12ページ。
- 12) 割役名主とは,忍藩秩父領の名主を統轄する役で,他地域での大庄屋にあたる。
- 13) 本稿では,こうした市日と対応した「弐町」を,以下「市町」と表記することとする。
- 14) 秩父市立図書館所蔵。
- 15) 山澤学氏の御教示による。詳細は山澤学(1996):秩父郡大宮町における他国商人の定着—中町・伊勢屋片山家を事例に—,歴史地理学調査報告,7,49~59。
- 16) 柿原家文書,前掲6)②,349~352。
- 17) この他に,「五左衛門五郎助裏番」,「藤左衛門裏番」,「御屋敷裏番」として,番所の記載がある。このうち,「御屋敷裏番」とは,忍藩の代官所の番であ

- ることが想定されるものの、これらの裏番が「町」としての実態があったのかどうかは不明である。
- 18) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、柿原謙一編(1995)：『秩父地域組織物史料集』、埼玉新聞社、126～127。
 - 19) 秩父神社文書、「藪田公用日記」所収、前掲6)②、1185ページ。
 - 20) 千嶋壽(1981)：『秩父大祭－歴史と信仰と－』、埼玉新聞社、8～11。
 - 21) 秩父市立図書館所蔵、関根家文書所収。
 - 22) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、前掲6)②、1186～1187。
 - 23) 秩父神社文書、「藪田公用日記」所収、前掲18)、101～102。
 - 24) 宝永6年(1709)「秩父領百姓年中行事覚」、松本家文書「御用日記」所収、前掲18)31～32。及び前掲6)②、361～364。
 - 25) ①杉森哲也(1990)：町組と町、高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅱ 町』、東京大学出版会、59～78。②深井甚三(1990)：宿と町、前掲25)①、125～143。③深井甚三(1990)：金沢－金沢の町・十人組、前掲25)①、180～181。
 - 26) 前掲6)②、135～198。
 - 27) 秩父市立図書館所蔵、高野家文書「御用日記」所収、前掲9)、3～4。及び前掲6)②、343～344。
 - 28) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、秩父市立図書館・秩父郷土研究会校訂(1960)：『忍藩秩父領割役松本家御用日記類抄 第二分冊』、秩父市誌編纂委員会、31～34。及び前掲6)②、344ページ。
 - 29) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、前掲10)、99～100。
 - 30) 前掲28)所収。
 - 31) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、秩父市立図書館・秩父郷土研究会校訂(1961)：『忍藩秩父領割役松本家御用日記類抄 第五分冊』、秩父市誌編纂委員会、103～110。及び前掲6)②、347～348。
 - 32) 前掲6)②、339～342。
 - 33) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、前掲10)、111ページ。及び前掲28)、19～20。
 - 34) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書、前掲6)②、334～335。
 - 35) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、前掲31)、87～91
 - 36) 片山家文書。
 - 37) 秩父市立図書館所蔵、松本家文書「御用日記」所収、前掲31)、91～103。
 - 38) 中町区所蔵文書。
 - 39) 片山家文書。
 - 40) 前掲6)②、235ページ。
 - 41) 前掲6)②、473～476。
 - 42) 中町会所蔵。
 - 43) 柳武象編(1983)：『秩父市消防団 中町消防小史』、中町消防後援会、66～70。及び聞き取りによる。
 - 44) 秩父市立図書館所蔵「明治11年火災絵図」。
 - 45) 秩父市立図書館所蔵「中町水溜設置願絵図」。
 - 46) 川崎俊郎・山澤学・河野敬一(1994)：秩父大宮の都市形成と商業の変遷、歴史地理学調査報告、6、109～112。
 - 47) 中町会所蔵。
 - 48) 柳武象編(1989)：『中町衛生小史』、中町会衛生小史編纂委員。
 - 49) 葬儀は「町」単位ではなく、近所同士で行われていたという。また、学校も大宮町(秩父町)という上位の単位で運営されていた。
 - 50) 秩父市市議会所蔵、「秩父町議会議録」所収。
 - 51) 秩父市市議会所蔵、「秩父町議会議録」。及び前掲6)②、742～763。
 - 52) 柳武象氏所蔵。
 - 53) 片山家文書。
 - 54) この年は、1玉＝金3銭4厘5毛で計算した。
 - 55) 前掲25)③、181ページ。
 - 56) 中村孚美は、秩父での祭礼の参加方法が、屋台・笠鉦・花火・行列の4つの層に分類できること、こうした構成は在郷町の特性と関連があると指摘している。したがって、在郷町における「町」の特徴を明らかにするには、城下町・宿場町・門前町・港町など他の性格をもつ都市と比較検討する必要がある。前掲6)⑤、188～189。